小松市民交流プラザの管理運営に係る サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の背景・目的

(1) 調査の背景

小松市民交流プラザは、市民の文化・教養の向上、健康増進、芸術活動の支援、各種催し物の開催を通じて、市民同士の地域交流を促し、福祉の向上を図ることを目的に平成19年に設置されました。設立以来、地域コミュニティの促進に重要な役割を果たしています。

また、当プラザは、北陸新幹線小松駅開業の効果を最大化するため、周辺施設との連携を図り、交流人口の拡大や市街地の賑わい創出に貢献することが期待されています。 そのため、駅に隣接するという立地条件を活かし、多様な利用者層のニーズに応えるべく、施設の魅力アップや利用促進、サービス向上が求められています。

しかし近年,新型コロナウイルス感染症の影響を受け,利用者数はコロナ前の約半数にまで減少しており,公共施設マネジメントの観点からも有効活用されているとは言い難い状況となっています。

(2) 調査の目的

本調査は、令和8年度中に次期指定管理者の公募を実施(予定)するにあたり、民間 事業者の皆様から広くご意見やご提案をお聴きし、今後の施設の利活用や管理運営方法 等を踏まえた公募条件を検討することを目的としています。

また、対象施設だけではなく、駅高架下や駅周辺全体の効果的・効率的な利活用についてもご意見やご提案をお聴きし、今後の管理運営や施策展開にあたっての参考にしたいと考えています。

2. 対象施設の概要

名 称	小松市民交流プラザ			
所在地	小松市土居原町13番地18			
	市民の文化及び教養の向上、健康の増進、芸術活動並びに催事そ			
設置目的	の他の行事に使用し、もって市民の地域交流活動の促進及び市民			
	の福祉の向上に寄与する			
開設年月	平成19年6月			
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート, 地上1階			
延床面積	521. 04 m ²			
	・芸術文化供用施設(フロア、ステージ、PA・ミキサーコーナ			
施設内容	ー,ラジオスタジオ,更衣室,シャワー室,トイレ,湯沸室)			
	・健康交流施設(交流フロア,男女更衣室,トイレ)			
休館日	・毎週水曜日(祝日の場合は翌日が休館日)			

	・年末年始(12月 29日から翌年1月3日まで)
	・芸術文化供用施設 10時~24時
開館時間	(予約がない場合は18時30分閉館)
	・健康交流施設 10時~21時30分
	平成20年4月から指定管理者制度を導入
	・平成20年4月~平成23年3月(3年間)
	指定管理者:コムレイド・ラジオこまつ共同体
	・平成23年4月~平成28年3月(5年間)
指定管理者	指定管理者:コムレイド・ラジオこまつ・ノーザンテースト共同体
	・平成28年4月~令和3年3月(5年間)
	指定管理者:コムレイド・ラジオこまつ・ノーザンテースト共同体
	・令和3年4月~令和8年3月(5年間)
	指定管理者:コムレイド・ラジオこまつ・ノーザンテースト共同体

3. 調査での個別対話の内容

以下の5つのテーマ(一部の項目でも構いません)について,ご意見・ご提案をお聞かせください。

ت	2 \ / 2 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
	1)	民間事業者から見た対象施設の課題・ポテンシャル		
	\cup	・ハード面・ソフト面それぞれの課題・魅力		
		民間ノウハウを活用したサービス向上・効果的な管理運営		
		・対象施設の利用促進のための提案		
		・自主事業の提案		
	2	・効果的・効率的な運営・維持管理に関する提案		
		・経費縮減,収入確保に関する提案		
		・施設の改修、新たな機能や区割りに関する提案		
		・その他サービスの向上につながる提案		
-	3	管理運営へ参画するための条件・課題		
	3	・公募条件,事業者の参画を推進するための公募方法に関する要望		
		対象施設の管理運営への参加意欲		
	4	・応募への検討状況		
		駅高架下の効果的・効率的な利活用及び駅周辺の活性化・賑わい創出		
		・指定管理区域に加え,商業テナント,公共通路を含めた施設全域の利活用に関す		
	⑤	る提案		
		・上記に加え,駅前市民公園やスケートボード練習場を含めた駅周辺区域全体の		
		利活用に関する提案		

その他,上記テーマに関連する内容につきましても,適宜ご意見・ご提案をいただければ幸いです。

4. 調査のスケジュール・手続き

(1) スケジュール

令和7年11月4日(火)	実施要領の公表,市ホームページへの掲載
11月14日(金)	質問書の提出期限(17時)
11月18日(火)	質問書への回答
11月21日(金)	説明会・現地見学会参加申込書の提出期限(17時)
11月25日(火)	説明会・現地見学会の実施時間等の通知
12月2日(火)	説明会・現地見学会の実施
12月15日(月)	個別対話参加申込書の提出期限(17時)
12月22日(月)	個別対話の実施時間等の通知
令和8年1月5日(月)	個別対話提案資料の提出期限(17時)
1月13日(火)~16日(金)	個別対話の実施
2月下旬	調査結果概要の公表

(2) 質問の受付及び回答

本調査に関する質問は質問書(様式1)にご記入の上,7の担当部署に電子メールにより提出してください。

いただいた質問の回答は,市ホームページに掲載し,個別回答は行いません。(質問の あった事業者の名称は公表しません。)

(3) 説明会・現地見学会の参加申込書の提出

本調査に関する説明会・現地見学会への参加を希望する場合は、参加申込書(様式2)にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。(ただし、着信確認の電話をお願いします。)

電子メールの件名は「説明会・現地見学会参加申込」としてください。 説明会・現地見学会への参加は、個別対話への参加条件ではありません。

(4) 説明会・現地見学会の実施時間等の通知

実施要領に記載の参加資格を確認し、参加申込書の提出があった事業者に対して、説明会・現地見学会の実施時間等について、電子メールにて連絡します。

	実施日時	令和7年12月2日(火)14時30分から16時30分		
1		14時30分~15時		説明会
		15時 ~1	6時	現地見学会
		16時 ~1	6時30分	質疑・応答
2	集合場所	市民交流プラザ		
3	その他	周辺の有料駐車場等をご利用ください		

(5) 個別対話の参加申込書の提出

本調査に関する個別対話への参加を希望する場合は、参加申込書(様式3)にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。(ただし、着信確認の電話をお願いします。)

電子メールの件名は「個別対話の参加申込」としてください。

(6) 個別対話の実施時間の通知

実施要領に記載の参加資格を確認し、参加申込書の提出があった事業者に対して、対 話の実施時間について、電子メールにて連絡します。

①実施日時	令和8年1月13日(火)~16日(金)の10時から17時までの間で,1事業者 1時間程度を予定しています	
②実施場所	小松市役所(小松市小馬出町91番地)会議室 又は WEB会議	
③その他	小松市役所正面駐車場をご利用ください	

(7) 個別対話提案資料の提出

個別対話の実施にあたっては、提案資料(様式4)にご記入の上、7の担当部署に電子メールにより提出してください。(ただし、着信確認の電話をお願いします。)

電子メールの件名は「個別対話提案資料」としてください。

別途資料がある場合は、併せて送付してください。

(8) 個別対話の実施

対話は、事業者の皆様から提案資料をもとに一括してご説明いただいた後、質問、意 見交換をさせていただきます。

知的財産(アイデアやノウハウ等)保護の観点から対話は個別で実施します。

(9) 実施結果概要の公表

対話の実施結果概要については、市ホームページで公表する予定です。

なお、参加事業者の名称は非公表とします。また、個々の内容については、参加事業者の知的財産保護に配慮した上で、その概要を公表します。

公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認をさせていただきます。

5. 留意事項

本調査への参加実績は、今後、事業者公募等を行う際の評価対象とはなりません。また、 提案の内容については、必ずしも本事業に反映されるとは限りません。ただし、今後の対 象施設等の管理運営に関する検討、また、これに関する公募に際して、本調査で得たアイ デアやノウハウを使用する場合がありますので、ご了承ください。

本調査への参加に要する費用は、参加事業者のご負担となりますのでご了承ください。 本調査の終了後において、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただ く場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

6. 参加対象

本調査の参加対象は、当該対象施設等の管理運営に関心のある法人等(法人格は問いません)とし、個人での参加はできないもとします。また、個別対話参加申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 小松市暴力団排除条例(平成24年小松市条例第11号)第2条に規定する暴力団及び 同条例第6条に該当する暴力団員(以下「暴力団員」という。),並びに法人でその役員 (業務を執行する社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者をいい,法人に対しその 者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当 する者があるもの及び暴力団員等が出資,融資,取引その他の関係を通じてその事業活 動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (2) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

7. 担当部署及び申込・問合せ先

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 小松市役所 2階

国際文化交流部 観光交流課(寺田,松本)

電子メールアドレス kankou@city.komatsu.lg.jp

電話 0761-24-8076(土曜日,日曜日及び祝日を除く 9時から17時まで)

当該サウンディング型市場調査に関する情報

市ホームページ(実施要領・質問回答・実施結果概要の公表等)

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1015/oshirase/17220.html